

令和8年度事業計画

1 基本方針

少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中、国においては経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高齢者が活躍できる環境の整備を目的に、令和3年4月「改正高齢者等の雇用の安定等に関する法律」が施行されました。これにより、事業主に対し65歳までの雇用義務と70歳までの就業機会を確保するための措置を講ずる努力義務が設けられました。

このような社会状況の変化などの影響により、当センターへの新規入会者年齢や会員の平均年齢が年々高くなり、会員拡大及び受託契約額に影響が出ています。

政府がまとめた「全世代型社会保障改革の基本的考え方」では、人生100年時代の到来を迎え「自助・共助・公助」そして「絆」を軸に、お年寄りに加え、子どもたち、子育て世代、さらには現役世代まで広く安心を支えていく社会を目指すとしています。

高齢社会が進む中、センターは会員の不安解消に取組み、引き続きやりがいをもって就業できる環境を整備することが求められているとともに、高齢者が孤独・孤立に陥ることなく、地域生活に心の拠り所となる、安全・安心に就業できるシルバー事業の更なる活性化が期待されています。

しかし当センターでは、会員拡大と就業機会確保に取り組んだところでありますが、社会環境の変化もあり会員数は減少傾向となっており、お客様の依頼に対応できないケースが増えています。

契約状況については、請負・委任及び派遣事業全体で前年同時期に比べほぼ同額の状況ではありますが、引き続き厳しい状況が続くものと考えられます。

このような現状の下、令和8年度当センターでは、引き続き会員の安全就業対策に努めながら、公益社団法人として「自主・自立・共働・共助」を基本理念に、4月からスタートする中期計画（令和8年度から令和12年度）に基づき「会員の拡大と育成」、「就業機会の拡大」、「安全・適正就業の推進」及び「組織の強化及び財政の健全化」に取り組むとともに派遣事業への切換え等適正就業に努めてまいります。

また、令和7年4月に移行した「新たな契約方法」に適切に対応するとともに、諸課題等について会員の皆さんとともに取り組んでまいります。

2 事業実施計画

(1) 会員の拡大・育成

- ① ボランティア活動を積極的に実施し、社会貢献活動を行い、シルバーの認知度向上を図ります。
- ② 女性会員の増加を目指し、女性部会の活動を推進します。
- ③ サークル活動や各種イベント等を開催し、就業以外でも特色あるセンターづくりを進めます。
- ④ ハローワークとの連携により、入会説明会参加者の確保に取り組みます。
- ⑤ 会員による「一人一会員入会活動」を積極的に取組みます。
- ⑥ 入会説明会の開催回数など工夫し、説明会の充実に努めます。
- ⑦ 会員や入会希望者に寄り添った相談対応に取り組みます。
- ⑧ 退会希望者の個人面談を行い、退会抑止に努めます。
- ⑨ 後継者不足が懸念される剪定、除草作業等の屋外作業について、講習会を計画的に実施するとともに、会員間の情報交換などによる就業会員の確保に努めます。
- ⑩ 就業上でのトラブルを減らすため、機会ある毎にシルバー人材センターの基本理念を周知し、会員の資質の向上を図ります。
- ⑪ 会員拡大等を目指すため、職場見学及び体験会を実施します。

(2) 就業機会の拡大

- ① 会員と発注者のニーズのマッチングを図ります。
- ② 会員による「一人一仕事開拓運動」に取り組みます。
- ③ 行政との連携を密にし、行政課題の解決を図り、会員希望の多い公共部門の就業拡大に努めます。
- ④ ハローワークとの連携に取り組むとともに、求人情報を参考に、企業等への積極的な取り組みに努めます。
- ⑤ 高齢者でも就業可能な内職などの就業拡大に努めます。
- ⑥ 既存の独自事業において、後継者不足が生じないよう会員育成を行い、安定的な事業の継続を目指します。
- ⑦ 会員のニーズ及び地域のニーズにマッチした独自事業の新規事業を計画します。

(3) 安全・適正就業の推進

- ① 安全パトロールを充実させ、安全ミーティングなど作業手順のチェックや安全装備使用の徹底を図ります。
- ② 就業事故発生現場の検証を実施するとともに、危険な作業等の実態を把

握し、再発防止策を周知します。

- ③ 会員の安全意識の向上を図るため、講習会を開催します。
- ④ 交通安全講習会を開催し、交通事故等の防止に努めます。
- ⑤ 会員の健康維持のため、健康講座を開催します。
- ⑥ 就業中における熱中症対策の周知及び対応策に取組みます。
- ⑦ 適正就業ガイドラインに沿った適正な契約・就業について、会員及び発注者に対して普及啓発に努めます。
- ⑧ 特定会員の長期就業の是正、会員の希望と能力に応じた公平な就業機会の提供を進めます。
- ⑨ 安全推進だより「かわら版」発行による安全就業の啓発に努めます。
- ⑩ 安全就業対策委員会及び安全衛生委員会を定期的に開催します。
- ⑪ 産業医からの健康情報提供を行います。
- ⑫ 安全研修や安全標語の募集を通じて、安全意識の向上を図ります。
- ⑬ 偽装請負と疑われる契約については、派遣事業への切替えに努めます。
- ⑭ センター所有車使用時のアルコール検査器による測定の徹底を図ります。
- ⑮ 新型コロナウイルスなどのウイルス感染防止対策に努めます。

（４）組織の強化及び財政の健全化

- ① 新規事業等に取り組むため、定型の事務作業の効率化を図ります。
- ② 理事会、専門部会の活性化を図り、役員並びに会員が積極的に事業運営に参画できる組織を目指すため、各種研修会を開催します。
- ③ 専門部会や委員会活動の見直しを図るとともに、必要に応じて新たな専門部会・委員会の設置を検討します。
- ④ 各種職群班の連携を強化し、情報の共有や作業の効率化などに努めます。
- ⑤ 安定して財源を確保するため、就業拡大に積極的に取組み、事務費及び派遣手数料の見直しを検討します。
- ⑥ 費用対効果を常に意識して、経費の節減に努めます。
- ⑦ 社会情勢の変化等、必要に応じて事務費、派遣手数料の見直しを検討します。
- ⑧ 国庫補助金の獲得を最大限活かすため、市村に対して適切な補助金が得られるよう要望していきます。
- ⑨ 今後の決算状況等を注視し、将来の特定な活動・財政支出に充てるための積立てを行い、中期的収支が均衡するよう計画的な予算執行に努めます。
- ⑩ インボイス制度に適切に対応します。
- ⑪ フリーランス新法が規定する就業条件明示等の確実な履行を図ります。
- ⑫ 新たな契約方法への円滑な履行に努めます。
- ⑬ 新たな第6次中期計画（令和8年度から令和12年度）の推進及び進捗管

理に努めます。

- ⑭ 県内各シルバー人材センター間での積極的な情報交換を行い、適正な事業運営及び事業の活性化に努めます。
- ⑮ 隣接する保育園等との交流を継続し、シルバー世代の理解を深めるための事業に取り組みます。
- ⑯ シルバー事業のデジタル化を推進し、システム環境の整備と会員のデジタル利用の促進を図ります。